

# 地域集会所建設費等補助金の手続きの流れについて

## 【工事を伴う事業の場合】

自…自治会 市…市

### 【前年度】

① 事業協議書の提出

前年の8月末までに提出をお願いいたします。（見積書を添付していただきますが、出来るだけ精査した見積書の提出をお願いします。）

② 計画された事業に応じた補助額を、次年度予算編成時に要求いたします。

### 【事業実施年度】

① 補助金交付申請書の提出

補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書等を市に提出していただきます。（見積書等を添付していただきます。）

② 申請書類を精査し、自治会長あてに「補助金交付決定通知書」を通知します。

③ 「補助金交付決定通知書」を受取後に、着手していただきます。交付決定前には着手しないでください。

① 着手届の提出

着手日を確認する書類です。着手後、速やかに提出していただきます。

② 工事終了（完成）

工事内容等に変更が生じた場合は、直ちに御連絡ください。

① 完成届及び請求書の提出

事業が終了（工事終了）しましたら、速やかに提出する書類です。完成写真等を添付していただきます。

② 補助金を自治会口座へ入金します。

③ 施工業者等へ支払います。

① 事業実績報告書を提出

領収書を添付していただきます。